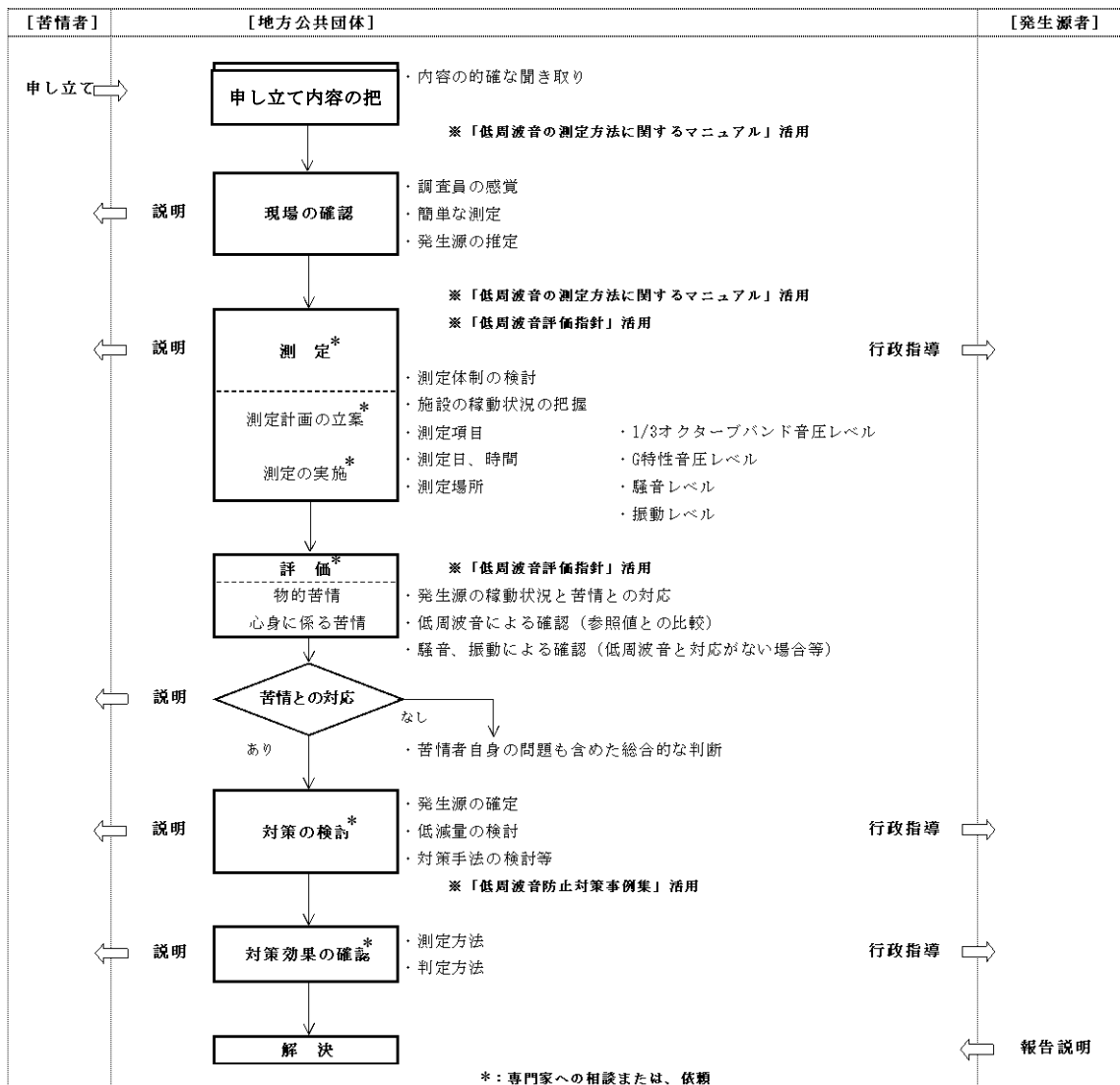


2. 低周波音に係る苦情対応の進め方

2.1 苦情申し立てから解決までの流れ

手引書は、固定発生源から発生する低周波音について苦情が発生した場合、苦情内容の把握・測定を行い、評価指針に基づき評価を行って、低周波音問題解決に至る道筋を示すものである。手引書では、以下の苦情申し立てから解決までの流れを示している。

<手引書に示された苦情申し立てから解決までの流れ>



以降、2.2 から 2.7 にかけて、上記の手引書に記されたフロー図に沿った低周波音問題への対応の概略、対応のポイントや解説を示した。